

奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例 審査基準

【凡例】

本審査基準においては、法令等について下記の省略名で表記しています。

1 条例

奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例

2 規則

奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例施行規則

	・・・条例による規定
	・・・施行規則による規定

令和7年3月 改正版

目次

【規制対象行為】

1. 大規模太陽光発電施設の設置の許可.....	1
1-1. 太陽光発電施設の設置.....	1
1-2. 土地の形質の変更.....	3
2. 設置規制区域内の太陽光発電施設の設置の許可.....	4
2-1. 太陽光発電施設の設置.....	4
2-2. 土地の形質の変更.....	4
2-3. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障の発生がないと認められる場合	4
3. 変更の許可.....	5
3-1. 変更の許可.....	5
3-2. 第八条又は第九条の規定を準用しない場合.....	6
3-3. 軽微な変更.....	6

【審査基準】

1. 申請手続に関する基準.....	7
1-1. 条例第八条の規定に違反していないこと.....	7
1-2. 条例第九条の規定に違反していないこと.....	8
2. 生活環境の被害及び環境保全の支障に関する基準.....	11
2-1. 規則第九条第一項第一号の基準.....	11
2-2. 規則第九条第一項第二号の基準.....	13
2-3. 規則第九条第一項第三号の基準.....	14
2-4. 規則第九条第一項第四号の基準.....	14
3. 敷地に関する法令等の規定への適合に関する基準.....	17
3-1. 規則第九条第二項の基準.....	17

【規制対象行為】

1. 大規模太陽光発電施設の設置の許可

(大規模太陽光発電施設の設置の許可)

第五条 施設区域の面積が五千平方メートルを超える太陽光発電施設の設置（土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

1-1. 太陽光発電施設の設置

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（これらの設備が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置されるものである場合を除く。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- 三 施設区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。（大規模太陽光発電施設の設置の許可）
- 四 略

(1) 条例第二条第一号「太陽光発電施設」

太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附帯設備（パワーコンディショナーや接続箱等）をいう。なお、建築基準法第二条第一号に規定する建築物に設置されるものは除く。

(2) 条例第二条第二号「太陽光発電施設の設置」

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含む。また、これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更も含む。

太陽光発電施設の増設とは、次の事項が該当する。

- (ア) 太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させること
- (イ) 設備等の増加・位置の変更に伴い、施設区域を拡大すること

		設置規制区域内			設置規制区域外		
		新設	許可施設の増設	既存施設及び許可不要施設の増設 (増設部分が大規模である場合だけでなく、増設により全体が大規模となる場合を含む)	新設	許可施設の増設	既存施設及び許可不要施設の増設 (増設部分が大規模である場合だけでなく、増設により全体が大規模となる場合を含む)
大規模	土地改変あり	設置許可 (第5条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第5条)	設置許可 (第5条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第5条)
	土地改変なし	設置許可 (第6条) (環境調査、住民説明なし)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第6条) (環境調査、住民説明なし)	不要	変更許可 (第11条) (新設時に土地改変を伴う大規模設置許可を受け、土地改変を伴わない増設を行う場合)	不要
小規模		設置許可 (第6条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第6条)	不要	/	不要

「大規模」: 施設区域の面積が5,000平方メートルを超える太陽光発電施設

「土地改変」: 土地の形質の変更

「許可施設」: 既に本条例第5条または第6条の許可を得ている施設

「既存施設」: 条例施行前に設置済または設置工事に着手している施設(許可対象規模相当の施設に限る)

「許可不要施設」: 条例施行前後に設置済または設置工事に着手している許可対象規模未満の施設

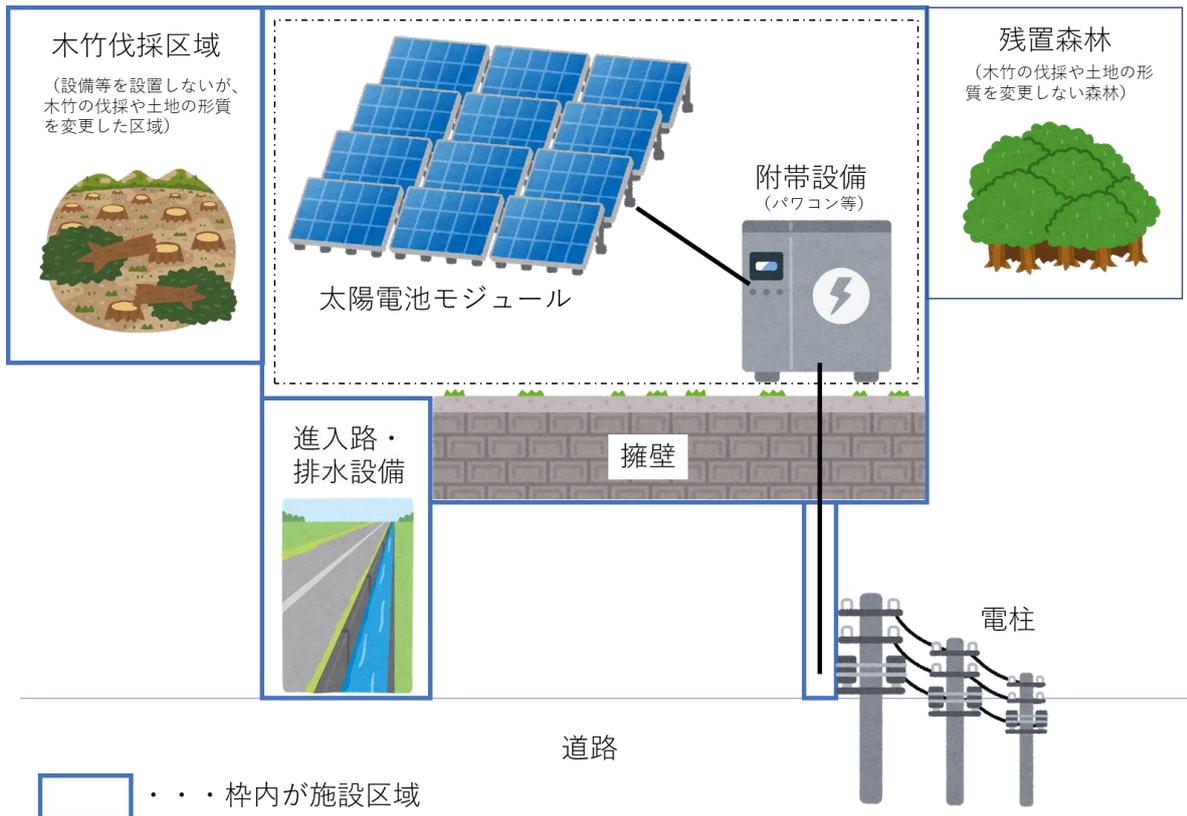
※設置規制区域について、設置規制区域のうち宅地造成等工事規制区域又は盛土等規制区域のみ該当する区域においては、土地の形質の変更を伴う場合のみ設置規制区域内として扱う。

(3) 条例第二条第三号「施設区域」

施設区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域。また、接続していない複数の区域であっても、一体的に使用する場合は一つの施設区域として取り扱う。

また、複数の区域に存する太陽光発電施設等においてキュービクル等の設備、管理道、排水施設等が共用される場合は、それぞれの区域における設置者が異なるときであっても、原則として一つの施設区域として取り扱うものとする。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の施設区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール(フロート部分を含む。)の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要土地を加えた区域とする。



1-2. 土地の形質の変更

(太陽光発電施設の設置に係る土地の形質の変更)

第四条 条例第五条及び第六条に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土及び切土を除く）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが一メートルを超えるもの
- 五 前号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

規則第四条で定める土地の形質の変更は、同条各号のとおり。各号に該当するか否かについては、宅地造成及び特定盛土等規制法における基準を参考とする。

なお、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートルを超えない盛土又は切土をするものについては、第四号の切土又は盛土をする土地の面積に算入しない。

2. 設置規制区域内の太陽光発電施設の設置の許可

(設置規制区域内の太陽光発電施設の設置の許可)

第六条 次に掲げる区域において太陽光発電施設の設置（第五号に掲げる区域にあっては、土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）をしようとする者（前条に規定する者を除く。）は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障の発生がないと認められる場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
- 五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域
- 六 奈良県砂防指定地等管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）第二条第一項に規定する砂防指定地の区域

2-1. 太陽光発電施設の設置

1-1. 太陽光発電施設の設置に同じ。なお、施設区域の全部又は一部に条例第六条第一号から第六号に定める区域が含まれる場合を対象とする。

2-2. 土地の形質の変更

1-2. 土地の形質の変更に同じ。

2-3. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障の発生がないと認められる場合

(許可を要しない場合)

第五条 条例第六条ただし書に規定する規則で定める場合は、新設又は増設をしようとする太陽光発電施設が、太陽電池モジュールと一体となった照明の設備、防犯カメラその他の小規模な設備に該当する場合とする。

規則第五条で定める許可を要しない場合は、例として、太陽電池モジュールと一体型の製品である屋外照明機器、防犯カメラ、鳥獣害対策電気柵、ポータブル電源等。

3. 変更の許可

(変更の許可)

第十一条 設置許可を受けた者は、第七条第一号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

3 設置許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。ただし、知事が特に必要がないと認める場合においては、第八条又は第九条の規定は、準用しない。

(変更の許可等)

第十条 条例第十一条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更

二 施設区域の縮小

三 太陽光発電施設の出力又は太陽電池の合計出力の減少

四 施設区域内における太陽電池モジュールの面積又は数の減少その他生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと知事が認める変更

2 条例第十一条第二項に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とし、同項に規定する申請書は変更許可申請書（第二号様式）とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 許可年月日及び許可番号

三 太陽光発電施設の設置の場所

四 変更の事項、内容及び理由

五 設置許可の基準を満たすために講ずる措置

3 条例第十一条第二項に規定する規則で定める図面等は、第六条第二項各号に掲げる図面等のうち、変更に係るものとする。

4 条例第十一条第三項の規定による届出は、軽微変更届出書（第三号様式）によるものとする。

3-1. 変更の許可

設置許可の申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。また、条例第五条による許可を受けた施設又は条例第六条による許可を受けた施設で増設により施設区域の面積が五千平方メートルを超える施設（土地の形質の変更がある場合に限る）について、変更許可申請の前に、変更事項について環境調査（条例第八条）及び地域住民等への説明（条例第九条）を行わなければならない。

ただし、環境影響評価法及び環境影響評価条例において軽微な変更として、再度環境影響

評価の実施を求めているものについては、規則第七条第一項第三号の環境調査を実施すること。

3-2. 条例第八条又は第九条の規定を準用しない場合

以下の基準を全て満たすものは、変更の許可の際に環境調査（条例第八条）の規定を準用しない。

- ・変更前の施設区域から十メートル以上離れた区域が新たに施設区域とならないこと。
- ・新たに施設区域となる部分の面積が、千平方メートル未満かつ変更前の面積の十パーセント未満であること。

3-3. 軽微な変更

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更

事業主体に変更のない場合に限る。事業主体に変更のある場合は、条例第十三条の事業の承継に係る手続きが必要。

(2) その他の変更

その他の生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと知事が認める変更は、以下に示すものとする。

- ・パワーコンディショナー等の面積又は数の減少
- ・設置規制区域内に設置する理由
- ・設置等計画の公表方法
- ・関係法令の手續状況
- ・連絡体制に係る計画
- ・破損した太陽電池モジュール・パワーコンディショナーの取り替え
- ・架台の修理・交換
- ・その他太陽光発電施設の機能を維持するための行為

【審査基準】

(設置許可の基準)

第十条 知事は、第七条の規定により申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続が前二条の規定に違反していないと認めるときは、設置許可をしなければならない。

- 一 太陽光発電施設の設置により生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと認められる規則で定める基準
- 二 太陽光発電施設の敷地に関する法律、条例及びこれらに基づく命令の規定で規則で定めるものに適合することが確認できること。

2 知事は、設置許可に、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために必要な条件を付することができる。

1. 申請手続に関する基準

1-1. 条例第八条の規定に違反していないこと

(環境に及ぼす影響についての調査等)

第八条 第五条の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境の構成要素に係る項目ごとに調査等を行わなければならない。

2 第五条の許可を申請しようとする者は、前項に規定する調査等の結果に基づいて、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために適正な配慮をしなければならない。

(環境に及ぼす影響についての調査等の手続等)

第七条 条例第八条の規定により行う調査等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続等により行わなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の設置が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合（同法第五十四条第一項の規定により同法第二章から第九章までの規定が適用されない場合を除く。） 同法第一条に規定する手続等
- 二 申請に係る太陽光発電施設の設置が奈良県環境影響評価条例（平成十年十二月奈良県条例第十一号）第二条第二項に規定する対象事業に該当する場合 同条例第一条に規定する手続等
- 三 前二号のいずれにも該当しない場合 騒音、水の濁り、土地の安定性、反射光、生態系、景観等の環境の構成要素に係る項目ごとの調査等の手続等として知事が定めるもの

(2) 規則第七条第一項第一号及び第二号

(ア)環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象事業規模の施設については、その環境影響評価書をもって、本条の調査とする。

(3) 規則第七条第一項第三号（国・県の環境アセスメント制度対象外事業の評価方法）

(ア)事業の内容、立地場所や周辺環境等を考慮し、別に定める「奈良県太陽光発電施設

の設置及び維持管理等に関する条例「環境に及ぼす影響についての調査等の手引き」に基づき、騒音、水の濁り、土地の安定性、反射光、生態系、景観等の環境の構成要素に係る項目に係る調査を実施すること。

(イ)上記の結果に基づき、配慮する事項を決定すること。

(ウ)環境及び景観に及ぼす影響の調査等を実施するにあたっては、次の資料等も参考に実施すること。

- ① 奈良県「環境配慮指針」（令和5年5月）
- ② 奈良県環境影響評価条例（平成10年12月 奈良県条例第11号）
- ③ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月）
- ④ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）
- ⑤ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年 通商産業省令第54号）

1-2. 条例第九条の規定に違反していないこと

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 地域住民等 施設区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者をいう。

(地域住民等への説明等)

第九条 第五条の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、設置等計画を公表するとともに、地域住民等に対し、当該申請に係る太陽光発電施設の設置に関する説明会を開催し、当該説明会の開催後に、その実施状況の概要を作成し、速やかに公表しなければならない。

2 第五条の許可を申請しようとする者は、前項の説明会での意見等を踏まえ必要な措置を講じ、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(地域住民等)

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- 一 施設区域の全部が地縁による団体の区域に含まれる場合は、当該地縁による団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者
- 二 施設区域の一部が地縁による団体の区域に含まれ、かつ、当該施設区域の残部が地縁による団体の区域に含まれない場合は、当該施設区域の一部が含まれる地縁に

よる団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者並びに当該施設区域の残部が含まれる町又は字の区域に居住する者及び当該町又は字の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者

- 三 施設区域の全部が地縁による団体の区域に含まれない場合は、当該施設区域が含まれる町又は字の区域に居住する者及び当該町又は字の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者

(地域住民等への説明等)

第八条 条例第九条第一項の規定による設置等計画及び説明会の実施状況の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 条例第九条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り地域住民等の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

- 3 前項の説明会の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 設置等計画に関する事項
- 二 条例第八条第一項に規定する調査等の結果及び同条第二項に規定する適正な配慮に関する事項
- 三 その他知事が必要と認める事項

(1) 規則第八条第一項

- (ア) 設置等計画・説明会の実施概要について、インターネット等の利用その他の適切な方法により公開されていること。

(2) 規則第八条第二項及び第三項

(ア) 説明会に参加する地域住民等の範囲は、原則として施設区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体及び当該団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者である。地域住民等の基準については以下のとおり。

- ① 地縁による団体とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（逐条地方自治法より引用）
- ② 条例第2条第4号の「地縁による団体」は、地方自治法第260条の2第1項の市町村の認可を受けた地縁による団体に限らない。
- ③ 条例第9条の地域住民等説明の手續違反の有無（条例第10条第1項許可基準）については、地縁による団体の区域が施設区域の存する区域を含んでいる場合、当該地縁による団体の区域と隣接する地縁による団体の区域に居住する者に説明すれば足りることとする。
- ④ ③の地縁による団体が、施設区域の存する区域に存在していない場合は、施設区域の全部又は一部を含む町又は字の区域に居住する者及び当該区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者とする。ここでいう町又は字については、地方自治法二百六十条一項に規定する町又は字の区域のことをいう。

(イ) 説明会を開催するにあたり、住民の要望等により申請者がその参加者の範囲を地域住民等以外に広めることについては妨げない。

(ウ)説明会は、地域住民等が参加・閲覧することが十分に可能な方法（事前の開催周知など）により行われなければならない。

(エ) (ア) の地域住民等に対して説明会を一回以上開催していること。

(オ)説明会では規則第八条第三項の内容を説明していること。なお、設置等計画については、以下の内容を想定している。

- ① 設置工事に関すること
- ② 施設の設置から事業終了後の対応について
- ③ 維持管理等計画

(3) 条例第九条第二号

(ア)説明会での意見への対応等について、住民の理解に繋がるよう努めていると認められること。

2. 生活環境の被害及び環境保全の支障に関する基準

2-1. 規則第九条第一項第一号の基準

(設置許可の基準)

第九条 条例第十条第一項第一号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設区域に条例第六条第一号に掲げる区域（同条第二号から第六号までに掲げる区域を除く。）が含まれる場合（条例第五条に規定する太陽光発電施設の設置の場合に限る。）は、当該太陽光発電施設の設置をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがないと認められる水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。

以下の基準に適合していること。

(地盤について)

- 1 地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ロ イに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
 - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 盛土又は切土（条例第四条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
 - 二 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

(擁壁について)

- 1 設置を要する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(擁壁の水抜穴)

- 1 設置を要する擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(崖面崩壊防止施設について)

- 1 崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 盛土又は切土（条例第四条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生じるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(排水施設の設置について)

- 1 排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置していること。
 - 一 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - 二 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置することとする。

1号区域の土砂災害防止に係る地盤等の基準については、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る基準を参考とすること。加えて、擁壁に関しては建築基準法施行令の基準に

についても留意すること。

○既存擁壁の取扱い

原則として既存擁壁は現行基準に適合していることを要する。したがって、現地調査（一部掘削等）により躯体の外形寸法、材料、配筋状況、土質等の調査を行い、現行基準に適合していることを確認できる調査結果資料（構造図、構造計算書、写真等）を許可申請書に添付する必要がある。既存擁壁が現行基準に適合していることが確認できない場合は、やりかえや補強等を含めた検討が必要となるので留意すること。

ただし、次の全てに該当する場合は、引き続き当該既存擁壁の使用を認めることとする。

- ①設計者（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に規定する設計者の資格を有する者であること。）の現地・外観（亀裂、割れ、ふくれ等）調査等による既存擁壁の安全上支障がない旨の報告書（現況写真等添付）等により既設擁壁の安全性が確認できること。
- ②原則として、自己業務用の目的で行う開発行為であり、申請者において当該既存擁壁の維持管理が適切に行われるものであること（誓約書の添付）。

2-2. 規則第九条第一項第二号の基準

二 施設区域に条例第六条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が土砂災害により損壊し、県民の生命又は身体に著しい危害（当該太陽光発電施設の損壊に起因する建築物若しくは工作物の損壊又は避難上の支障によって生ずるものを含む。）が生ずるおそれがないこと。

許可申請者は、土砂災害特別警戒区域内の地盤の事前調査等を実施し、想定される土砂災害等のリスクとその対応方針を整理するとともに、許可基準を満たすために講ずる措置の内容等を示す概要資料を作成すること。また、以下の①又は②のいずれかの基準を満たすことを合理的根拠に基づき説明すること。

- ① 土砂災害等による太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。

土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、施設区域内の安全性を高める対策工事及び施設の構造等の安全性が確保されているものであること。

- ② 土砂災害等による太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害等のおそれがないことが明らかであること。

土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、住宅地、学校、道路等から離れている等の理由により、施設の損壊等が生じた場合に

においても県民の生命又は身体に著しい危害（当該施設の損壊に起因する建築物若しくは工作物の損壊又は交通の遮断によって生ずるものを含む。）が生じるおそれがないと認められること。

2-3. 規則第九条第一項第三号の基準

三 太陽光発電施設の設置に起因する反射光等により、当該施設の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

太陽電池モジュールの反射光及び騒音等が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことのないと認められること（配慮の必要のない地域に設置する場合には対象外とする）。騒音に関しては、音を発生させる設備等について住宅地からできる限り距離を取る等、配慮していること。反射光に関しては、住宅地や道路周辺においては、低反射性のモジュールを用いること、又は、位置、傾斜角度等について十分に配慮して設置されたものであること。

2-4. 規則第九条第一項第四号の基準

四 太陽電池モジュールを支持する工作物の構造等の安全を確保する措置並びに太陽光発電施設の設置の工事及び維持管理等につき適正な水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。

(1) 太陽光発電施設の構造の安全性

施設区域内に設置する太陽光発電施設が、以下の基準に適合した設計であり、施設の構造等の安全性が確保されているものであること。この場合における基準への適合性の挙証については、許可申請者が行うものとする。

（支持物の構造等）

太陽電池モジュールを支持する工作物（以下「支持物」という。）は、次の各号により施設しなければならない。

- 一 自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重に対し安定であること。
- 二 前号に規定する荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。
- 三 支持物を構成する各部材は、前号に規定する許容応力度を満たす設計に必要な安定した品質を持つ材料であるとともに、腐食、腐朽その他の劣化を生じにくい材料又は防食等の劣化防止のための措置を講じた材料であること。
- 四 太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎又はアンカー部分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。
- 五 支持物の基礎部分は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 土地又は水面に施設される支持物の基礎部分は、上部構造から伝わる荷重に対

して、上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び水平方向への移動を生じないものであること。

ロ 土地に自立して施設される支持物の基礎部分は、杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。

六 土地に自立して施設されるもののうち設置面からの太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及び支持物の総体をいう。）の最高の高さが九メートルを超える場合には、必要な構造強度等を確保すること。

太陽光発電施設の構造の安全性に関する基準については、技術的内容をできるだけ具体的に示した「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈（令和3年3月 経済産業省）」や「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説（令和3年4月 経済産業省）」等を参考とすること。

（2）電気工事に関する安全性の確保

電気工事の欠陥による災害や事故の発生の防止に寄与するため、電気工事には太陽光電池モジュールの合計出力に応じて電気工事士法第3条第1項、同条第2項に規定する電気工事士又は同条第4項に規定する認定電気工事従事者に従事させること。また、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、必要に応じて電気事業法第43条に規定する主任技術者を選任すること。

（3）太陽光発電施設の維持管理等

太陽光発電施設の維持管理等について、維持管理等計画・設置後の維持管理保守点検の実施計画・太陽光発電事業終了後の施設の撤去に関する計画を策定し、その内容が規則第十三条第一項に規定するの維持管理等に関する基準に適合していること。

（維持管理の基準等）

第十三条 条例第十四条第一項及び第十六条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 太陽光発電施設及び擁壁、排水施設その他これらに類する工作物について、良好な状態を常に維持するとともに、維持管理の体制を整備すること。

二 設置等許可を受けた者にあつては、条例第十四条第二項に規定する保守点検を実施した後、同項に規定する記録を速やかに作成し、当該記録を作成した日から起算して三年を経過する日までの間、当該記録を保管すること。

三 施設区域若しくはその周辺における土砂災害その他の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、太陽光発電施設の損壊その他の施設区域の危険な状態に起因する生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障（以下「太陽光発電施設の損壊等に起因する支障」という。）の発生の防止に必要な対応を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係する地方公共団体に対し情報提供を行う体制が整備されていること。

四 事故若しくは前号に規定する土砂災害その他の災害により、太陽光発電施設の損

壊等に起因する支障が発生した場合に、当該太陽光発電施設の復旧その他施設区域に係る危険の除去のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係する地方公共団体に対し情報提供を行う体制が整備されていること。

2～3 略

① 規則第十三条第一項第一号、同第二号

土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されるための内容として、施設全般、太陽光発電設備、付帯設備等それぞれの維持管理のための点検箇所、項目、頻度等の内容（太陽光発電システム保守点検ガイドライン（令和元年12月 日本電機工業会・太陽光発電協会）等を参考とすること）、保守点検に関する組織体制、人員体制、連絡体制を定めていること。

設置等許可を受けた者は、設置等計画に従い、保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管その他の維持管理を行わなければならない。

② 規則第十三条第一項第三号

土砂災害等が発生した場合又はそのおそれがある場合、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられるための内容として、想定される災害（土砂災害だけでなく、暴風、豪雨等）毎の対策、実施体制などの措置内容を定めていること。

③ 規則第十三条第一項第四号

土砂災害等又は事故により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられる内容として、速やかな復旧、周辺地域の環境保全上の支障除去のための対策、実施体制、連絡体制等を定めていること。

3. 敷地に関する法令等の規定への適合に関する基準

3-1. 規則第九条第二項の基準

2 条例第十条第一項第二号の規則で定める規定は、第一号から第九号までに掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定並びに第十号から第十二号までに掲げる条例の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定で太陽光発電施設の敷地に係るものとする。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項
- 二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項
- 三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項及び第三十三条第一項
- 四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項
- 五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項並びに第三十五条の二第一項
- 六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項
- 七 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項及び第二十八条第一項
- 八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十条、第三十七条第一項及び第三十九条第一項
- 九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項
- 十 奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十月奈良県条例第二十三号）第十七条第三項及び第十九条第一項
- 十一 奈良県自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）第二十三条第四項及び第二十五条第一項
- 十二 奈良県砂防指定地等管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）第三条及び第六条

施行規則第九条第二項に規定する土地の開発に係る法律、条例等の基準に適合していること。許可が必要となる場合はその許可を取得（取得見込みを含む）していること、又は届出が必要な場合はその届出が受理されていること。